○東北地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日　東北地方整備局長　縄田　正

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市青葉区作並字岳山国有林一四五班は小班地内	前	二一・五四～四二・五四メートル	〇〇・四一〇キロメートル
	後	三〇・六四～六二・六八メートル	〇〇・四一〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	仙台市青葉区作並字岳山国有林一四五班は小班地内	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月三十日

○東北地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日　東北地方整備局長　縄田　正

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市内郷綴町字榎下五五番二から同市内郷綴町字榎下五〇番一まで	前	一一・一〇～一一・一〇メートル	〇〇・〇四〇キロメートル
	後	一一・四〇～一二・六〇メートル	〇〇・〇四〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○中部地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　西三河都市計画道路事業三・四・十二号安城一色線及び三・四・三十七号国道二百四十七号線

三　事業施行期間　自平成二十七年一月三十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県西尾市一色町一色宮添、一色下屋敷、一色南屋敷及び味浜上長割地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十年建設省告示第二千九十一号大阪都市計画及び東部大阪都市計画下水道事業寝屋川北部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十年七月二十九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十年建設省告示第二千九十一号、昭和四十年建設省告示第三千百四十五号、昭和四十一年建設省告示第二千八百九十八号、昭和四十二年建設省告示第三百四十三号、昭和四十二年建設省告示第九百五十三号、昭和四十四年建設省告示第四百六十四号、昭和四十五年建設省告示第千五百十五号、昭和四十九年建設省告示第六十八号、昭和五十年建設省告示第四百七十六号、昭和五十三年建設省告示第三百六十八号、昭和五十八年建設省告示第七百四十二号、昭和五十九年建設省告示第五百八十四号、昭和六十年建設省告示第千四百七十八号、昭和六十二年建設省告示第五号、昭和六十三年建設省告示第千七十八号、平成四年建設省告示第七百七十号、平成六年建設省告示第千六百二十九号、平成七年建設省告示第千二百八十三号、平成十一年建設省告示第千百八十八号、平成二十三年近畿地方整備局告示第五十一号及び平成二十六年近畿地方整備局告示第三号の事業地のうち四條畷市大字砂を削除し四條畷市砂四丁目を追加する。

使用の部分　昭和四十年建設省告示第二千九十一号、昭和四十年建設省告示第三千百四十五号、昭和四十一年建設省告示第二千八百九十八号、昭和四十二年建設省告示第三百四十三号、昭和四十二年建設省告示第九百五十三号、昭和四十四年建設省告示第四百六十四号、昭和四十五年建設省告示第千五百十五号、昭和四十九年建設省告示第六十八号、昭和五十年建設省告示第四百七十六号、昭和五十三年建設省告示第三百六十八号、昭和五十八年建設省告示第七百四十二号、昭和五十九年建設省告示第五百八十四号、昭和六十年建設省告示第千四百七十八号、昭和六十二年建設省告示第五号、昭和六十三年建設省告示第千七十八号、平成四年建設省告示第七百七十号、平成六年建設省告示第千六百二十九号、平成七年建設省告示第千二百八十三号、平成十一年建設省告示第千百八十八号、平成二十三年近畿地方整備局告示第五十一号及び平成二十六年近畿地方整備局告示第三号の事業地のうち四條畷市大字砂を削除し四條畷市砂四丁目を追加する。

○近畿地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十一年建設省告示第三千六百三十一号大阪都市計画、東部大阪都市計画及び南部大阪都市計画下水道事業寝屋川南部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十一年十一月四日至平成三十三年三月三十一日